

佐賀県立九千部学園条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県条例第二十八号

佐賀県立九千部学園条例等の一部を改正する条例

(佐賀県立九千部学園条例等の一部改正)

第一条 次に掲げる条例の規定中「同条第三項」を「同条第三項第一号」に改める。

一 佐賀県立九千部学園条例(昭和三十七年佐賀県条例第十号)第三条第一項

二 佐賀県立佐賀コロニー条例(昭和四十五年佐賀県条例第六十九号)第三条第一項

三 佐賀県立地域生活リハビリセンター条例(平成二十二年佐賀県条例第三十九号)第三条第一項

(佐賀県精神保健福祉センター設置条例の一部改正)

第二条 佐賀県精神保健福祉センター設置条例(昭和五十八年佐賀県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項第五号中「第二十二條第二項」の下に「又は第五十一條の七第二項」を加え、「同条第一項に規定する支給要否決定」を「同法第二十二條第一項又は第五十一條の七第一項の支給の要否の決定」に改め、同項第六号中「第二十六條第一項」の下に「又は第五十一條の十一」を加える。

(佐賀県療育支援センター設置条例の一部改正)

第三条 佐賀県療育支援センター設置条例(平成二十年佐賀県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「施設支援」を「通所支援及び入所支援」に、「あわせて」を「併せて」に改める。

第三条第一項中「第二十四條の二第一項」を「第二十一條の五の二第一項」に、「指定施設支援」を「指定通所支援」に、「同条第二項」を「同条第二項第一号」に改め、同条第三項中「前二項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「同条第三項」を「同条第三項第一号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 センターにおいて児童福祉法第二十四條の二第一項に規定する指定入所支援を受けた者は、同条第二項第一号に規定する費用の額に相当する額を

使用料として納付しなければならない。

- 3 センターにおいて児童福祉法第二十四条の二十六第一項各号に規定する障害児相談支援を受けた者は、同条第二項に規定する費用の額に相当する額を使用料として納付しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）第五十五条の規定による改正前の児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十四条の二第一項に規定する指定施設支援を受けた者が納付する使用料については、この条例第三条の規定による改正前の佐賀県療育支援センター設置条例第三条第一項の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

第一条（佐賀県立九千部学園条例の一部改正）に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>（使用料）</p> <p>第三条 学園において法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスを受けた者は、同条第三項第一号に規定する費用の額に相当する額を使用料として納付しなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>（使用料）</p> <p>第三条 学園において法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスを受けた者は、同条第三項に規定する費用の額に相当する額を使用料として納付しなければならない。</p> <p>2 略</p>

第一条（佐賀県立佐賀コロニー条例の一部改正）に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>（使用料）</p> <p>第三条 コロニーにおいて法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスを受けた者は、同条第三項第一号に規定する費用の額に相当する額を使用料として納付しなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>（使用料）</p> <p>第三条 コロニーにおいて法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスを受けた者は、同条第三項に規定する費用の額に相当する額を使用料として納付しなければならない。</p> <p>2 略</p>

第一条（佐賀県立地域生活リハビリセンター条例の一部改正）に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>（使用料）</p> <p>第三条 センターにおいて法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスを受けた者は、同条第三項第一号に規定する費用の額に相当する額を使用料として納付しなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>（使用料）</p> <p>第三条 センターにおいて法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスを受けた者は、同条第三項に規定する費用の額に相当する額を使用料として納付しなければならない。</p> <p>2 略</p>

第二条（佐賀県精神保健福祉センター設置条例の一部改正）に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>（設置）</p> <p>第一条 略</p> <p>2 センターは、次に掲げる業務を行うもの</p>	<p>（設置）</p> <p>第一条 略</p> <p>2 センターは、次に掲げる業務を行うもの</p>

改正後	改正前
<p>とする。</p> <p>一～四 略</p> <p>五 障害者自立支援法第二十二條第二項又は第五十一條の七第二項の規定により、市町が同法第二十二條第一項又は第五十一條の七第一項の支給の要否の決定を行うに当たり意見を述べること。</p> <p>六 障害者自立支援法第二十六條第一項又は第五十一條の十一の規定により、市町に対し技術的事項についての協力その他必要な援助を行うこと。</p>	<p>とする。</p> <p>一～四 略</p> <p>五 障害者自立支援法第二十二條第二項の規定により、市町が同法第一項に規定する支給要否決定を行うに当たり意見を述べること。</p> <p>六 障害者自立支援法第二十六條第一項の規定により、市町に対し技術的事項についての協力その他必要な援助を行うこと。</p>

第三條（佐賀県療育支援センター設置条例の一部改正）に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>（設置）</p> <p>第一條 知的障害児に対して通所支援及び入所支援を行い、併せて知的障害児に係る相談及び指導並びに療育指導者の養成を実施し、本県における知的障害児の福祉の増進に供するため、佐賀県療育支援センター（以下「センター」という。）を設置する。</p> <p>（使用料）</p> <p>第三條 センターにおいて児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一條の五の三第一項に規定する指定通所支援を受けた者は、同法第二項第一号に規定する費用の額に相当する額を使用料として納付しなければならない。</p> <p>2 センターにおいて児童福祉法第二十四條の二第一項に規定する指定入所支援を受けた者は、同法第二項第一号に規定する費用の額に相当する額を使用料として納付しなければならない。</p>	<p>（設置）</p> <p>第一條 知的障害児に対して施設支援を行い、あわせて知的障害児に係る相談及び指導並びに療育指導者の養成を実施し、本県における知的障害児の福祉の増進に供するため、佐賀県療育支援センター（以下「センター」という。）を設置する。</p> <p>（使用料）</p> <p>第三條 センターにおいて児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十四條の二第一項に規定する指定施設支援を受けた者は、同法第二項に規定する費用の額に相当する額を使用料として納付しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>3 センターにおいて児童福祉法第二十四条の二十六第一項各号に規定する障害児相談支援を受けた者は、同条第二項に規定する費用の額に相当する額を使用料として納付しなければならない。</p> <p>4 センターにおいて障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスを受けた者は、同条第三項第一号に規定する費用の額に相当する額を使用料として納付しなければならない。</p> <p>5 前各項の規定によるもののほか、特に要する費用として規則で定めるものについては、その実費を徴収することができる。</p>	<p>2 センターにおいて障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスを受けた者は、同条第三項に規定する費用の額に相当する額を使用料として納付しなければならない。</p> <p>3 前二項の規定によるもののほか、特に要する費用として規則で定めるものについては、その実費を徴収することができる。</p>